

2025年度 地域連携活動助成金 募集要項

1 目的と方針

本制度は、本大学の教職員及び学生が行う地域連携、社会貢献に寄与する活動を地域連携推進センター（以下、「センター」）が支援し、活性化することを目的とします。首都圏に基盤を置く総合大学である本学による活動を通じて、経済活動のみならず、地域を支える人材の育成など、さまざまな面で当該地域の活性化に寄与することを目指しています。

センターでは、国、地方公共団体、産業界及び地域住民等（以下、「地域社会」）からの幅広い要請に応え、協定に基づく連携事業を実施しているほか、学内他部門が行う地域連携、社会貢献活動の支援も事業に掲げています。

また、本制度の活用を通じて、より多くの学生が地域連携活動に関わり、地域社会の発展に寄与するとともに、学生の社会性を培う教育機会へとつなげます。

2 応募資格、募集対象

- (1) 本大学の教職員（専任教員、特任教員、助教、客員教員、兼任教員、助手、専任職員）及び学生が共に取り組む、目的に合致した主に以下の分野の活動を支援します。
 - ア 教育、研究を通じ、地域社会に貢献する活動
 - イ 課外活動、イベントを通じ、地域社会に貢献する活動
 - ウ 地域交流、地域活性化につながる活動
- (2) 活動地域は日本国内に限ります。
- (3) 応募は、原則として本大学の教職員及び学生で構成するグループ単位とし、代表者は専任教員、特任教員、助教、専任職員とします。一グループにつき一つの活動のみ応募可能です。なお、教職員個人の研究活動や、教職員のみで構成されるグループの活動は対象外とします。代表者が見つからない場合はご相談ください。
- (4) 募集対象は、次の2ジャンルとし、同一の代表や団体による申請はいずれかのみとします。地域活性化は、経済面に限定しません。地域伝統文化・伝統の保全や継承活動、地域社会の持続性維持の活動など幅広いジャンルを対象にします。
 - ①スタート型：活動地域、活動内容・手法、連携パートナーなどの点で、これまで未着手の「新たな」地域連携活動をスタートする活動。
 - ②ステップアップ型：活動地域、活動内容・手法、連携パートナーなどの点で、「既に実施した」活動を発展的、あるいは応用的に展開する活動。
※ゼミナール、研究室、サークルなどで、助成金申請時までには地域連携・社会貢献活動を実施している場合には、ステップアップ型に該当します。
- (5) 募集する活動は、2025年4月1日から2026年2月28日までに実施する活動とします。ただし、募集期間最終日（2025年5月9日）までに完了する活動は対象外とします。
- (6) 本制度の審査、決定に携わるセンター運営委員会委員及び社会連携機構会議委員が関

わる活動は対象外とします。

- (7) 過去に本助成金に採択された助成金対象活動については、報告書の内容も審査対象とします。

《活動例》

- ・多様な主体との連携（地方自治体に限定せず、NPO、企業、高校など）
- ・ゼミ活動において古民家のリノベーション作業に携わり、地域コミュニティの活性化を目的としたイベントを実施。
- ・公認サークル活動において、商店街活性化のためのイベントを市役所や市民と協働し実施。
- ・体育会活動の一環で、地域コミュニティ活性化のための親子で参加できるスポーツ大会を実施。
- ・その他学生団体の活動において、農産物など地産地消を推進し、都市部との交流人口を拡大するための商品やサービス提案を実施。
- ・伝統文化や地域行事などの継承・継続の支援、また、そのための人材育成プログラムの実施。
- ・地域活性化を目的としてイベント・お祭りなどの運営補助やワークショップなどの実施。
- ・ゼミ活動において文化の保存・継承を通じ、地域支援活動を実施。

※ 災害復興ボランティア活動は本助成金の対象外とします。

3 助成金額、範囲

- (1) 2025 年度は、原則として、1 グループあたりの上限を 40 万円、8 件とします。

- (2) 助成金の対象となる費目は、原則として次のとおりとします。

- ・旅費交通費（活動参加者の宿泊費、交通費／日本国内に限る）
- ・謝礼費（講師等への謝礼費）
- ・会場等利用費（会場使用、水光熱費、清掃費等の経費を含む）
- ・広告、印刷製本費（ポスター、チラシ等／用紙代等の経費を含む）
- ・消耗品費（活動で使用する消耗品購入費）
- ・郵便、運搬費（活動に伴う物品等送付費）

※ 飲食費、学生へのアルバイト料、準備品（1 件又は 1 組の価格が 10 万円以上 30 万円未満）・機器備品（1 件又は 1 組の価格が 30 万円以上）・ソフトウェア購入費は対象外とします。

※費目のうち、主要な支出項目については活動内容がわかるように申請書に記入してください。

〔例〕 東京―新潟間新幹線往復×20 人

東京―長野（往復） 中型バス 1 台貸切料金（参加予定 18 名）

- (3) 2025 年度中に支払う経費のみ助成金の対象とします。

- (4) 助成金の支払い（精算）は活動終了後とし、代表者の指定銀行口座に入金します。また、活動終了後には領収書をご提出いただきます。領収書をご提出いただけない経費は助成金の対象外となりますので、ご注意ください。

4 申請方法等

- (1) 申請書類に必要事項を入力の上、メール添付にてご提出ください。
【申請書】別紙1「2025年度 地域連携活動助成金 申請書」
【提出先】社会連携事務室 (mail: social@meiji.ac.jp)
【件 名】2025年度地域連携活動助成金申請 (グループ名)
- (2) 募集期間
2025年1月27日(月)～5月9日(金) 13:00(時間厳守)
- (3) 審査・決定方法
提出書類をもとにセンター運営委員会にて選考し、社会連携機構会議にて決定します。
- (4) 結果通知
2025年6月30日(月)までに、審査結果、交付予定金額等をメールにて代表者に通知します。

5 評価ポイント

- (1) 活動を通じ、具体的な地域の課題解決や活性化が期待されるか。
- (2) 自治体や地域住民、まちづくり団体等の多様な主体との連携を図る活動であるか。
- (3) 学生に対する教育的効果が見込まれるか。
- (4) 活動規模に見合う予算計画が提案されているか。

6 活動成果報告

活動終了後、速やかに活動成果報告書(指定書式)を作成し、センターにご提出ください。活動内容や活動成果はセンターHP等で公表予定です。

7 活動報告会<New>

年度最後に開催予定の「活動報告会」〔対面：2026年2月初旬、定期試験期間終了後に開催予定〕にて活動報告を行ってください。活動内容の報告と同時に団体間での連携関係の構築を目的とします。なお、1月時点で活動が終了していない場合には、その時点までの活動内容を報告してください。詳細は代表者に通知します。

8 注意事項

応募書類に不備があった場合は選考対象外とします。本学の他の機関等からの助成金や支援金との重複申請はできません。また虚偽記載等があることが発覚した場合は助成金をお支払いできません。

9 問い合わせ先

社会連携事務室(駿河台キャンパス アカデミーコモン 11階)
担当: 奥、堀内 Mail: social@meiji.ac.jp / TEL: 03-3296-4412

以上